

菊池市中央図書館の備品購入に対する 住民監査請求に係る監査結果

平成30年10月1日付けで受理した菊池市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査の結果を請求人へ通知(平成30年11月26日付)しましたので公表します。

菊池市監査委員 みやがわさだ お 宮川貞雄
菊池市監査委員 いずみだ えいいちろう 泉田栄一郎

第1 請求の受付

- 1 請求人 (略)
- 2 請求書の提出日 平成30年10月1日
- 3 請求の内容 請求の要旨(原文のまま) 平成30年第3回定例会において〇〇〇〇議員が菊池市中央図書館の備品納入についてと題して一般質問されましたが市の答弁は不明確で到底納得のできるものではない。私たち市民には、椅子の単価や契約手続きがどのように行われているかなど知る機会がない。菊池市中央図書館の備品購入については行政の堅実さと緊張感に欠けた行為である。よって、厳正な監査の上、速やかな措置をとられることを求める。請求の理由

- 1 平成29年8月10日に入札が行われ、株式会社教育産業社が落札し、契約は、入札から約1ヵ月後の9月8日となっている。入札契約の手引きによれば落札者決定後、土日祝日を除き10日以内に契約と記載されており、菊池市工事契約事務取扱要領7条にも違反している。
- 2 〇〇〇〇議員の「空輸代について確認は行ったのか」との質問で、市は「確認は行っていない」と答弁されている。なぜ確認もできていない費用の支払いができるのか、その事務手続きについては杜撰である。
- 3 平成29年度菊池市中央図書館特注家具仕様書の特記仕様書において、受注後、受注者の都合により機器寸法変更や仕様変更などが生じる場合は、発注者と協議し指示に従うこと。また、それに伴う費用は受注者が負担することと定めてある。よって1,140,480円の増額は、業者側が負担すべきであり、菊池市が負担する理由はない。
- 4 そもそも少子高齢化で将来の財政悪化が予想される中、高価な海外製の椅子を選択する必要があったのか。菊池市中央図書館の備品購入については市長に重大な責任がある。税金を無駄に使い、市民へ不利益を招いたことは明らかであり、徹底した監査が必要である。

4 請求の受理

本件請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 契約締結事務は適正に処理されていたか。 なお、本件は物品購入契約であり、菊池市工事契約事務取扱要領7条の違反については監査対象外とした。
- (2) 空輸代の支出は、法令等に違反していないか。
- (3) 受注者の都合により機器等の変更が生じた場合、増額分は

業者負担とすべきか。法令等に違反していないか。
(4) 高価な海外製の椅子の購入は、不経済な支出と市民への不利益を招いたと認められるか。

2 監査対象機関

教育部 菊池市中央図書館

総務部 契約検査課

3 請求人の陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、追加証拠書類の提出及び陳述の機会を設け、請求人の陳述等に関する意向確認書を平成30年10月11日付け配達証明書で郵送した。

10月16日付けで、証拠提出の機会の付与・陳述の機会の付与・関係執行機関の陳述の立会、いずれも請求人は希望されない旨の回答があった。

4 監査対象機関の陳述及び事情聴取等

教育部菊池市中央図書館及び総務部契約検査課に対して、法242条第4項及び菊池市住民監査請求取扱要領第9条第1項に基づき、監査対象事項の項目について、平成30年10月24日に監査を実施した。更に、10月26日には、菊池市中央図書館に納品された「椅子」の確認調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 契約締結事務は適正に処理されていたか。

本件については、菊池市競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)及び特記仕様書により契約事務が行われた。

入札手続きは、平成29年7月20日に指名審査会を開催し、業者選定の後に同月22日に指名通知、28日に仕様書説明会、8月2日に質問回答、8月9日に入札実施最終確認、8月10日に入札を行い、8月16日に落札決定通知を送付している。

契約書の提出期限は、落札決定の日から10日以内と入札心得の第13条「契約書等の提出」第1項において定めてあり8月30日となっているが、市と落札者間で、契約保証金の納付について見解の相違があり、契約保証金免除申請まで時間を要したことにより、入札心得の第13条「契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長する事ができる」とのただし書きにより、9月8日付けで物品購入契約を締結した。

しかし、ただし書きにあるように書面での承諾は行わず、口頭により承諾し、契約書の提出を延長し、物品購入契約を締結したものであった。

(2) 空輸代の支出は、法令等に違反していないか。

空輸代は、発注者である市が設計変更し変更契約を行ったことにより発生したものである。

この変更契約は、納入期限までに納入不可となった備品を設計変更し、その設計金額以下の妥当な見積書が受注者より提出され、締結したものである。

発注者が求める商品を納入期限までに納入することが、受注者の責任であり、輸送手段などについては、受注者が手配するもので、空輸代は設計に反映されている。このような手法は他

の契約案件においても同様であり、納品を持って検査確認としている。

設計変更においては諸経費として計上してあるが、通常であれば備品代に含まれるものである。

(3) 受注者の都合により機器等の変更が生じた場合、増額分は業者負担とすべきか。法令等に違反していないか。

本件海外製品については、入札前より市内業者では海外メーカーと短期間に連絡をとる事ができないなどの業者からの意見を受け、8月2日に取扱いに関する問い合わせ先として、菊池市生涯学習センター(以下「センター」という。)の空間デザインを委託していた株式会社乃村工藝社(以下「乃村工藝社」という。)を全業者に対して通知していた。

市は、入札の前日まで受注生産品である海外製品が納入期限までに納品できることを確認し、入札を行った。受注者は、落札後直ちに発注の連絡を行ったが、受注生産として指定を受けた海外製の椅子について、その他の大量発注が有り、納入期限には到底間に合わない旨の連絡が8月23日にあったため、直ちに市へ連絡した。市は、納入期限までに納品出来るよう、同等品以上の代替品の選定を乃村工藝社へ依頼し、同等品不可とした椅子 vitra HAL Ply wood から MAGIS Substance wood legs への変更提示があり、設計変更の手続きを行った。受注者側に瑕疵があるものではなく、あくまで発注者側の責任において一部設計を変更し、変更契約を締結したものであった。

(4) 高価な海外製の椅子の購入は、不経済な支出と市民への不利益を招いたと認められるか。

センターの空間デザインについては、平成27年6月議会で予算の議決を経ていた。そのコンセプトは、「安らぎを感じるような、集える空間がほしい」という市民の意見を基に導入されたもので、市民が誇りに思い、将来に渡って幾度となく訪れたい場所の提供を目指して、公募型プロポーザル方式により選定された乃村工藝社が設計したものである。

また、備品購入の予算については、平成28年3月議会にて継続費として議決され、今回選定された椅子は、受注生産の同等品不可の限定品として設計されたものである。滞在型としてデザインされた図書館の中心エリアに設置するもので、座り心地が良く、デザイン書架と親和性の高い椅子として選定されている。デザインは、それ自体の機能や機能美にとどまらず、人々に「やすらぎ」を与え「豊かな感性」を育む重要な要素がある。

2 監査委員の判断

(1) 契約締結事務は適正に処理されていたか。

本物品購入契約事務については、入札心得によれば落札決定後、土日祝日を除き10日以内に契約とされており、契約書の提出期限に際し、ただし書きを適用したものである。

請求人は、契約締結の時期について、落札後の10日以内ではないかと主張しているが、入札心得第13条第1項の規定によれば「ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。」と定めており、期間の延長は可能であるものの、書面によることとされているにも関わらず、口頭での延長承諾は不適切な事務処理である。

しかし、民法では、契約は契約書の作成を待たずに承諾の意思表示によって双方合意の上で成立するとされている。

よって、この口頭での契約書の提出期間延長による契約そのものは認められる。

(2) 空輸代の支出は、法令等に違反していないか。

本件については、海外製の椅子が納入期限までに納入不可となることが発覚したため、発注者側である市が、設計変更の契約を行ったものである。その設計にあたっては、変更した物品単価、空輸代などの必要な経費が含まれており、変更契約により正式な契約額となっている。

このため、請求人が求めるような空輸代の確認手続きを行う

必要性が認められず、納品を確認し検査することは、菊池市物品購入契約約款に則り行われたもので、適正に処理をされているものと認められた。

(3) 受注者の都合により機器等の変更が生じた場合、増額分は業者負担とすべきか。法令等に違反していないか。

「受注後、受注者の都合により、機器寸法変更や仕様変更などが生じる場合は、発注者と協議し指示に従うこと。また、それに伴う費用は受注者が負担すること」と特記仕様書に記載されているが、本件に関しては発注者としての市が、都合により変更契約を締結した経緯がある。

仕様書とは、契約内容を具体化し、契約の履行時又は履行確認の際に、解釈の差異などから相手方との紛争が生じるのを防止するため、具体的に記載されているものである。

市は、その仕様書において納入不可となった椅子の代替品の選定を乃村工藝社に依頼し、設計変更を行い、受注者である株式会社教育産業社菊池営業所より見積書の提示を受け、審査した結果、適正と判断したものである。

請求人は、その増額分(1,140,480円)を業者が負担するように求めているが、本件の場合、空間デザインに基づく備品選定にあたり、センターのオープンまでに調達出来る条件が課されており、同等品以上の椅子とそれに伴う輸送費を含めて設計変更され、納品された物品の対価として支出したものであり、その支出に対して業者負担を要求するものではない。

(4) 高価な海外製の椅子の購入は、不経済な支出と市民への不利益を招いたと認められるか。

菊池市中央図書館のオープンにあたっては、菊池市民を対象に地元の住民を含めたワークショップや図書館を考える会など、市民が利用しやすい、親しみのある図書館を目指して設計段階から多くの市民が携わっている。

センターの空間デザインは、平成27年9月15日から平成28年3月25日を工期として、公募型プロポーザル方式により入札し、乃村工藝社に委託したものである。

そうした中、乃村工藝社が設計した空間デザインにより、各種備品整備について協議・検討がなされ、最終的に海外製の椅子が新たな空間デザインを重視した、図書館に最もふさわしい備品として選定されたものである。

その仕様書を基に今回の入札が行われ、菊池市物品購入契約約款第1条によれば、「発注者及び受注者は、この約款に基づき、仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と定めている。

よって、前述の仕様書に基づく海外製の椅子の購入は、不経済な支出と市民への不利益を招いたものとは認められない。

3 監査の結果

本件請求についての監査結果を、合議により、次のように決定した。

本件請求は、市に損害をもたらず行為とは認められないため、これを棄却する。

4 監査の意見

今回の事案で課題とされる事項としては、発注者側において海外製の椅子について、十分な確認作業ができていなかった点が挙げられる。

今後、受注生産されるような特注製品においては、特に納入期限等を総合的に判断し、適正な事務の執行を求める。

また、契約書の提出期限を延長する場合は、入札心得の規定に基づき、契約担当者の書面による承諾を得ることとし、適正な契約事務の執行を徹底されたい。

【問い合わせ先】
監査委員事務局 ☎0968(25)7226